

議案第 81 号

帯広市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

帯広市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のよ
うに改正する。

令和元年 9 月 10 日提出

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例

帯広市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例
第25号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252
条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童健全
育成事業の設備及び運営に関する基準について、所要の整備をするため、条例の一部を改正
しようとするものである。